

分析等対応調書

名称・商号：

○公共用水域水質（生活環境項目等）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	実績の有無	対応の可否
生活環境項目	pH	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法				
	DO	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5		
	BOD	規格K0102-1 18に定める方法	mg/L	0.5		
	COD	規格K0102-1 17.2に定める方法(有明海B型又は7471法)	mg/L	0.5		
	SS	付表8に掲げる方法	mg/L	1		
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	規格K0102-1 22.5に定める方法	mg/L	0.5		
	全窒素	規格K0102-2 17.3、17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。) に定める方法	mg/L	0.05		
	全りん	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。) に定める方法	mg/L	0.003		
	全亜鉛	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	mg/L	0.001		
	ノニルフェノール	付表9に掲げる方法	mg/L	0.0006		
	LAS	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	mg/L	0.0006		
	底層溶存酸素量	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	mg/L	0.5		
	大腸菌数	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。) に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	CFU/100ml	1		
	健康項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003	
全シアン		規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は付表1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法	mg/L	0.1		
鉛		規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	mg/L	0.001		
六価クロム		規格K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。) に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合 (24.3.3.4の) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又は b) に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01		
砒素		規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001		
総水銀		付表21に掲げる方法	mg/L	0.0005		
アルキル水銀		付表33に掲げる方法	mg/L	0.0005		
PCB		付表41に掲げる方法	mg/L	0.0005		
ジクロロメタン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002		
四塩化炭素		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	mg/L	0.0002		
1,2-ジクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004		
1,1-ジクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002		
1,1,2-ジクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004		
1,1,1-トリクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	mg/L	0.1		
1,1,2-トリクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	mg/L	0.0006		
トリクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	mg/L	0.001		
テトラクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法	mg/L	0.001		
1,3-ジクロロプロペン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002		
チウラム		付表51に掲げる方法	mg/L	0.0006		
シマジン		付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003		
チベンチル		付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002		
ベンゼン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001		
セレン		規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和	mg/L	0.02		
硝酸性窒素		規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法	mg/L	0.01		
亜硝酸性窒素		規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	mg/L	0.01		
ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約20mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液をグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって酸性を判別する。蒸留物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5に定める方法	mg/L	0.08			
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.1			
1,4-ジオキサン	付表71に掲げる方法	mg/L	0.005			
その他の項目	透明度	海洋観測指針	m	0.1		
	7-メチル性窒素	インドフェノール法 (海水分析法)	mg/L	0.01		
	リン酸態リン	モリブデン青法 (海水分析法)	mg/L	0.003		
	塩化物イオン	平成15年厚生労働省告示第261号別表第21、規格35.1	mg/L	1		
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に定める方法	mg/L	0.02		
	クロロフィタ	湖沼環境調査指針の吸光法(アト)抽出、海洋観測指針	mg/m ³	0.1		
	トリロタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0004		
	クロロム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001		
	アロモンクロロタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001		
	ジブモクロロタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001		
アモモ生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	mg/L	0.0001			

「規格」：日本産業規格

「付表1～10」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正）

分析等対応調書

名称・商号： _____

○公共用水域水質（要監視項目）

区分	項目	測定方法	単位	報告 下限値	実績の 有無	対応の 可否
要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006		
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004		
	1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006		
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.03		
	イソキサチオン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008		
	ダイアジノン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005		
	フェニトロチオン（MEP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003		
	イソプロチオラン	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004		
	オキシソル（有機銅）	通知1付表2に掲げる方法	mg/L	0.004		
	クロタロニル（TPN）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004		
	プロピサミド	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008		
	E P N	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006		
	ジクロロボス（DDVP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.001		
	フェノブカルブ（BPMC）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002		
	イプロベンホス（IBP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008		
	クロニトロフェン（CNP）	通知1付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001		
	トルエン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06		
	キシレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04		
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006		
	ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（II）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	mg/L	0.005		
	モリブデン	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（II）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	mg/L	0.007		
	アンチモン	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	mg/L	0.002		
	塩化ビニルモノマー	通知2付表1に掲げる方法	mg/L	0.0002		
	エピクロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00004		
	全マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあたっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	mg/L	0.02		
	ウラン	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	mg/L	0.0002		
	P F O S及びP F O A	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0.000010		
P F O S	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005			
P F O S（直鎖体）	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005			
P F O A	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005			
P F O A（直鎖体）	通知5付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005			

- 通知1：平成5年4月28日、環水規第121号 環境庁水質保全局水質規制課長通知
- 通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号、環水土発第040331005号 環境省環境管理局水環境部長通知
- 通知3：平成15年11月5日、環水企発第031105001号、環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知
- 通知4：平成25年3月27日、環水大発第1303272号 環境省水・大気環境局長通知
- 通知5：令和2年5月28日、環水大発第2005281号、環水土大発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知

分析等対応調書

名称・商号：

○地下水水質

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	実績の有無	対応の可否
地下水分析項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003		
	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	mg/L	0.1		
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法	mg/L	0.001		
	六価クロム	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01		
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001		
	総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005		
	アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005		
	PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005		
	ジクロロタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002		
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002		
	フッ素 [※] （別名塩化 [※] 又は塩化 [※] ）	付表に掲げる方法	mg/L	0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002		
	1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和	mg/L	0.008		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006		
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001		
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002		
	チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006		
	シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003		
	ヘンダシメチル	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002		
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001		
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和	mg/L	0.02		
	硝酸性窒素	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法	mg/L	0.01		
	亜硝酸性窒素	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	mg/L	0.01		
	ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液をグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェーナルフタレイン溶液を加えず、由試験紙によって酸性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフで妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法	mg/L	0.1		
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.1			
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005			

「規格」：日本産業規格

「公共用水域告示」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正）

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法（令和7年3月31日環境省告示第41号最終改正）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	実績の有無	対応の可否
要監視項目	PFOS及びPFOA	通知付表1に掲げる方法	mg/L	0.00010		
	PFOS	通知付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005		
	PFOS（直鎖体）	通知付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005		
	PFOA	通知付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005		
	PFOA（直鎖体）	通知付表1に掲げる方法	mg/L	0.000005		

通知：令和2年5月28日、環水大発第2005281号、環水大発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知

○水浴場水質

項目	測定方法	単位	報告下限値	実績の有無	対応の可否
透明度	別添付表2に定める方法	m	0.1		
pH	規格K0102-1 12				
COD	規格K0102-1 17.2	mg/L	0.5		
ふん便性大腸菌群数	別添付表1の第1に定める方法	個	2 個/100mL		
O-157	腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法について（平成26年11月20日 食安監発1120第1号 厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長通知）	陽性又は陰性			

「規格」：日本産業規格